

○三条地域水道用水供給企業団職員被服類貸与規程

昭和56年10月20日

規程第1号

改正 平成17年 5月 1日 規程第3号

平成26年 4月 1日 規程第3号

（目的）

第1条 この規程は、三条地域水道用水供給企業団職員の服装を統一し、品位の保持と職務能率の向上を図るため、被服類の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

（被服類の貸与）

第2条 被服類の貸与については、三条市企業職員被服類貸与規程（平成17年三条市水道事業管理規程第16号）の規定（同規程第8条の規定を除く。）を準用する。この場合において、「水道事業管理者」とあるのは「企業長」と、「上下水道課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、昭和56年11月1日から実施する。

（規程の廃止）

2 三条地域水道用水供給企業団職員被服支給規程（昭和54年公営企業管理規程第7号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規程実施日前において、すでに貸与されている被服類については、すべてこの規程により貸与されたものとみなす。

附 則（平成17年5月1日規程第3号）

この規程は、平成17年5月1日から実施する。

附 則（平成26年4月1日規程第3号）

この規程は、平成26年4月1日から実施する。